解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

兵庫県伊丹市昆陽一丁目一番地の二

財団法人伊丹市都市整備公社

代表清算人　井上　博

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

奈良県奈良市二条大路南一丁目一番一号

奈良市土地開発公社

清算人　津山　恭之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

鳥取県境港市上道町三〇〇〇番地

財団法人境港市農業公社

代表清算人　中村　勝治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

岡山市北区南方二丁目一三―一

財団法人岡山県里親会

代表清算人　延藤　好英

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

札幌市白石区川北二条二丁目七番一〇号

財団法人川北会館

代表清算人　山本　章二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月二十一日開催の臨時社員総会の決議並びにさいたま市長の認可により、平成二十五年三月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区大成町三丁目五四六番地

医療法人恵成会

清算人　宮下　寧

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

千葉県君津市内箕輪一丁目一番一号

財団法人君津市都市公社

代表清算人　安田　久男

解散公告（第二回）

当法人は、総会の決議を経て平成二十五年三月二十九日付東京都知事の許可により、同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

東京都杉並区高井戸東二丁目三番四号

社団法人東京都施設給食協会

代表清算人　今井　譲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

富山市赤江町一番七号

社団法人富山県生活衛生同業組合連合会

代表清算人　稲垣　州英

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により、平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

静岡県掛川市長谷一丁目一番地の一

財団法人掛川市開発公社

代表清算人　伊村　義孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

岡山県浅口郡里庄町大字里見一一〇七番地の二

財団法人備南武道振興会

代表清算人　宮崎　勇次

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

財団法人沖縄県水源基金

代表清算人　謝花喜一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

青森市大字新城字平岡三九九番地二

財団法人ボーイスカウト青森連盟財団

清算人　大柳　繁造

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

岩手県盛岡市大通三丁目二番八号

社団法人岩手県技能士会

代表清算人　大谷陽一郎

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

秋田県秋田市八橋運動公園一番五号

財団法人秋田県学校保健会

代表清算人　小山田　雍

第12期決算公告　平成25年3月29日

群馬県邑楽郡大泉町仙石三丁目22番2号

東武物流サービス株式会社

取締役社長　大塚　博哉

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	783,542
	固定資産	324,678
	合計	1,108,220
負債及び純資産の部	流動負債	191,947
	固定負債	92,470
	株主資本	823,802
	資本金	34,000
	資本剰余金	268,896
	資本準備金	268,896
	利益剰余金	520,906
	利益準備金	8,500
	その他利益剰余金	512,406
	（うち当期純利益）	(29,167)
	合計	1,108,220